

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成31年2月20日  
(平成31年1月受付分)



平成31年1月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、3件でした。今回は(独)国民生活センターの子どもサポート情報第138号を情報提供します。

## ◆相談に乗るとお金がもらえる!? うまい話に惑わされないで

(事例)スマートフォンを見ていたら、「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」というサイトの広告が目にとまり、登録した。男性からメールが届き、何度もやり取りした後、「お礼の80万円を支払うためには連絡先の交換が必要だが、サイトのロック解除のためのポイントを買う必要がある」と言われ、母親のクレジットカードを無断で持ち出しポイントを購入した。何度もロック解除に失敗したため、結局25万円も使ったが、お金はもらえていない。返金してほしい。(当事者:中学生女性)



## ✔アドバイス

- 見知らぬ人から、簡単なやりとりだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。相談に乗るだけでお金をあげる等の言葉をうのみにせず、知らない相手とはやり取りしないようにしましょう。
- メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があります。謝礼金等をもらう条件として、ポイント購入等お金の支払いを要求されることとなります。一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。
- スマートフォンの使い方について家族で話し合うことも大切です。
- 保護者はクレジットカードの管理にも十分注意しましょう。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターにご相談ください(消費者ホットライン☎188)。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第138号」より抜粋

年齢	相談内容
19	Q: 2カ月前にスマホでむくみを取るサプリメントを契約した。1回目は100円で、2回目以降は高額になり、2週間に1回定期的に届く契約だった。受け取り拒否したい。 A: インターネット通販をはじめ通信販売では、クーリング・オフ制度はなく、広告に表示された「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」などに従うこととなります。今後は申し込み前に、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。

**LINE@で情報発信します!**

アカウント名: 岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、  
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で  
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談!!

相談電話: 086-803-1109

相談受付: 月~金 9時~16時(祝日、年末年始は除く)